

指定（介護予防）訪問入浴介護事業所 訪問入浴サービスステーション青空

重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	訪問入浴サービスステーション青空		
所在地	青森県三沢市栄町三丁目 125-1		
電話番号	0176-50-1102	FAX 番号	0176-53-7670
介護保険事業所番号	0270700388		
通常サービスを提供する地域	三沢市、おいらせ町、六戸町、および上北郡		

(2) 当事業所の職員体制 (2025 年 4 月 1 日 現在)

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	介護福祉士 社会福祉主事	1 名 (兼務)		1 名	介護従業者及び業務の管理
介護従事者	准看護師	1 名	1 名	4 名	訪問入浴介護
	介護福祉士	1 名			
	ヘルパー2 級		1 名		

(3) サービスの提供時間

月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 4 時の間で計画に沿った時間。

但し、お盆、正月期間は基本的に休業日とする為、上記以外での曜日を臨時営業日としての調整も致します。

※上記以外でのご希望の際はご相談下さい。

2 当事業所の訪問入浴介護の特徴等

- ①指定訪問入浴介護の提供に当っては、常にお客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供致します。
- ②指定訪問入浴介護の提供に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、お客様、又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③指定訪問入浴介護の提供に当っては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行います。
- ④指定訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 名及び介護職員 2 名（介護予防の場合は 1 名）をもって行うものとします。
- ⑤サービスの提供に用いる設備、器具等の安全及び清潔の保持に留意し、特にお客様の身体に接触する設備、器具等は、サービスの提供毎に消毒したものを使用するものとします。

3 サービスの内容

(1) 身体介護に関すること

- ・健康チェック（体温、血圧、脈拍、血中酸素濃度測定）
- ・衣類着脱の介護
- ・その他必要な身体介護入浴介助
- ・爪切り、整髪等の整容介助

(2) 訪問入浴サービス利用にあたっての留意点

- ・お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用は、お客様の負担となります。
- ・当サービスご利用の際看護スタッフが同行致しますが、制度上医療行為はできません。
(点滴の針の抜き差し等)
- ・剃刀を使用しての髭剃りは理美容法に基づき実施出来ません。電気剃刀での実施は可能です。

(3) 相談助言に関すること

お客様及びその家族の入浴介護に関する相談及び助言を行う。

- ・日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談助言
- ・自助具や福祉機器、居住環境等に関する相談助言
- ・疾病や障害に関する理解を深めるための相談助言

(4) その他

ご希望の際はベッドのシーツ交換等を致します。

4 利用料金

(1) 基本利用料金

- ・1単位＝10円となります。
- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は市町村より交付される「**介護保険負担割合証**」に基づきご利用者様のご負担とし請求させていただきます。
- ・介護保険の給付の範囲を超えた部分に係るサービス利用は全額自己負担となります。

区分	要支援者	要介護者
全身入浴を行った場合	856 単位	1,266 単位
清拭または部分浴を行った場合	770 単位	1,139 単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	12 単位	
※介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	9.4%	

※キャリアパス要件、職場環境等取得要件を取得しております。

<各種加算>

初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で初回の指定訪問入浴介護を行った場合	1ヶ月 200 単位
------	---	------------

(2) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護従事者が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。

その場合は、通常のサービス提供地域を越えてから片道 15 キロメートル未満 600 円
通常のサービス提供地域を越えてから片道 15 キロメートル以上 1,000 円

(3) お支払方法

利用料金のお支払いについては、毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、主に口座自動引き落としとさせて頂いております。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話又はご来所によりお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。
- ②人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・お客様が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

(3) サービス記録の取り扱いについて

サービスの記録については電子データでの管理となり、訪問中はスマートフォンを使用しているため記録を行いますので、その場で記録の控えは発生致しません。

サービスの記録が必要な方は以下の方法でお知らせいたします。

- ①サービス終了後事務所でサービス内容を印刷し後日配布を致します。
- ②サービス終了後ご指定のメールアドレスにメールでサービス内容の送信を行います。

※上記2点以外の方法をご希望の方は検討致しますのでご相談ください。

又、お客様側にはICタグ（サイズ54mm×86mm×0.46mm）を貼付、又は保持して頂き、スマートフォンをかざす事で訪問管理を行いますので、管理のご協力をお願い致します。

（ICタグの費用に関しては当事業所で負担を致します。）

尚、上記サービス記録の内容は以下にまとめます。

- ・訪問日時。
 - ・サービス実施内容。
 - ・サービス実施時のお客様の状態。
 - ・サービス実施時に於けるお客様の患部や症状状況、その他環境等のスマートフォンカメラ撮影を用いた写真データ。
- ※撮影の際にはご本人様、ご家族様の了承の基に行います。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、明らかに守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。
- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みなく、本契約の目的を達する事が著しく困難となった場合、サービスの中断もしくは解約することがあります。
- ・緊急時の発生や交通事情等により遅れや訪問時間の変更を依頼させて頂く場合がございます。その際は電話等にて事前にご連絡させて頂きます。

6 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 50 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

7 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

① 当事業所のお客様相談・苦情窓口

●苦情受付担当者 山田 章子 ●苦情解決責任者 月舘 健司

電話番号 0176-50-1102 訪問入浴サービスステーション青空

●社会福祉法人楽晴会第三者委員 法人本部

電話番号 0176-53-3550

○受付日時 月曜日～金曜日、午前 9 時～午後 17 時 30 分

② 行政機関その他苦情受付機関

三沢市福祉事務所介護福祉課	所在地	三沢市幸町三丁目 11-5
	電話番号	0176 - 51 - 8773
青森県国民健康保険団体連合会	所在地	青森市新町二丁目 4-1 青森県共同ビル 3 階
	電話番号	017 - 723 - 1336

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、お客様の主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

9 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

10 守秘義務

当事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又はその家族の情報を漏らしません。

また、かつて従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又はその家族の情報を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの情報を保持すべき旨を雇用契約の内容としております。

11 衛生管理等

(1) 訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ・職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 2 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 当法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 楽晴会
- (2) 法人の所在地 青森県三沢市大町二丁目 6 番 27 号
- (3) 電話 0176-53-3550
- (4) 代表者氏名 理事長 齊藤 淳

年 月 日

訪問入浴介護の提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて、重要な事項の説明を致しました。

事業所

所在地 三沢市栄町三丁目 125-1

名 称 訪問入浴サービスステーション青空

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から訪問入浴介護についての重要事項の説明を受け契約を行います。

お客様 住所

氏名

(連帯保証人) 住所

氏名

お客様との続柄